四　委託先の監督【法第二十二条関係】

（一）外務省関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（二）外務省関係事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第二十条で求められるものと同等であることを確認するため、二に例示された措置が、委託する業務内容に応じて、確実に実施されることについて、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましい。

（三）外務省関係事業者は、委託契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。

ア　委託先の個人データの取扱いに関する事項

（例）

・委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業者以外の者を含む。）を明確にすること

・委託先において講ずべき安全管理措置の内容

イ　委託先の秘密の保持に関する事項

ウ　委託された個人データの再委託に関する事項

（例）

・再委託の可否及び再委託を行うに当たっての委託元への文書による事前報告又は承認

エ　契約終了時の個人データの返却等に関する事項

オ　契約内容が遵守されなかった場合の措置

（例）

・安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項

（四）委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が法第二十条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

（五）外務省関係事業者は、このガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

第七　個人データの第三者提供に関する義務

一　第三者提供の制限に関する原則【法第二十三条第一項関係】

外務省関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

二　第三者提供の制限に関する例外【法第二十三条第一項関係】

次の各号のいずれかに該当する場合は、一の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

（一）法令に基づく場合

（例）

第四の五（一）記載の（例）参照

なお、当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって第三者提供をする義務までは課されていない場合には、外務省関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

（二）人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

第四の五（二）記載の（例）参照

（三）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（例）

第四の五（三）記載の（例）参照

（四）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して外務省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合

（例）

第四の五（四）記載の（例）参照

なお、外務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

三　いわゆる「オプトアウト」【法第二十三条第二項・第三項関係】

外務省関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、一又は二の規定（法第二十三条第一項）にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

（一）第三者への提供を利用目的とすること。

（二）第三者に提供される個人データの項目

（例）

・氏名、住所、電話番号

・氏名、商品購入履歴

（三）第三者への提供の手段又は方法

（例）

・書籍として出版

・インターネットに掲載

（四）本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、外務省関係事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、（二）又は（三）の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（いわゆる「オプトアウト」の例）

・住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめ（一）から（四）の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載（第二の九の規定参照）し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する場合